

一般社団法人北海道介護支援専門員協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人北海道介護支援専門員協会と称する。

(主たる事務所等)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

2 この法人は、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、介護支援専門員（「介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2の規定により都道府県知事の登録を受けた者」をいう。以下同じ。）の職能組織として、介護支援専門員の倫理を遵守し、専門的知識及び技能の研鑽に努め、その資質と社会的地位の向上を図るとともに、地域関係者との連携を密にすることで、利用者の尊厳が保持され自立支援に基づいた公平・中立なケアマネジメントの実現を目指し、広く北海道民の保健、医療及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 介護支援専門員の知識及び技術の向上に関すること
- (2) 介護保険制度及び介護支援専門員に係る調査研究に関すること
- (3) 北海道民に対する介護情報提供及び相談に関すること
- (4) 介護支援体制の調査・研究・提言に関すること
- (5) 一般社団法人日本介護支援専門員協会北海道支部としての事業
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- (7) 地域包括ケアの推進及びより良い社会づくりへの貢献
- (8) その他前各号に附帯関連する事業

### 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

(1) 正会員Ⅰ 北海道に登録された介護支援専門員であって本会の目的に賛同し、なおかつ日本介護支援専門員協会に同時入会したもの

(2) 正会員Ⅱ 北海道に登録された介護支援専門員であって本会の目的に賛同し、入会したもの

(3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(倫理綱領)

第6条 会員は、社員総会において別に定める倫理綱領を遵守し、介護支援専門員としての職責及び倫理に従って行動するものとする。

(資格の取得)

第7条 この法人の会員になろうとする個人又は団体は、理事会において別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 この法人が経常的に必要とする費用に充てるため、会員は、社員総会において別に定めるところにより、入会金及び会費を支払う義務を負う。

2 前項により会員が支払うべき入会金及び会費の額は、社員総会の決議により定める。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届をこの法人に提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合においては、当該会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(資格喪失)

第11条 前2条のほか、会員(第3号及び第4号の場合にあっては正会員)は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、又は会員である団体が解散したとき。
- (3) 正会員にあっては、介護支援専門員でなくなったとき。
- (4) 住所地及び勤務地を北海道内に有しなくなったとき。
- (5) 第8条の経費支払い義務を社員総会において別に定める期限までに履行しなかったとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 前3条の場合において、既納の会費その他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 社員総会

(種別)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第14条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 この法人の定時社員総会は毎年1回開催し、臨時社員総会においては、理事会が必要と認め招集したときもしくは監事から招集があったときに開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会を招集するには、会長は、社員総会の日時及び場所その他法令で定められた事項を記載した書面または電子メールをもって、社員総会の日の2週間前までに、正会員に対してその通知を発しなければならない。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、当該社員総会において、出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第19条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数もって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 長期の借入れ

(4) 定款の変更

(5) 解散

(6) その他法令又はこの定款で定める事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理人又は書面による議決権の行使)

第21条 正会員は、法令で定めるところにより、代理人又は書面によって、社員総会における議決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、正会員でなければならない。

3 第1項の代理人又は書面によって議決権を行使した正会員の数及びその議決権の数は、それぞれ出席した正会員の数及び議決権の数に算入する。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、当該社員総会の議長のほか、当該社員総会において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印する。

## 第5章 役員

(種類及び定数)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 9人以上

(2) 監事 2人以内

2 理事のうち、1人を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。理事の中から副会長4人以内ならびに一般社団法人日本介護支援専門員協会選出理事を選定する。

(選任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事、副会長及び一般社団法人日本介護支援専門員協会選出理事は、理事会の決議によって選定する。

3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、理事会において別に定めるところにより、会長を補佐する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 5 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。

#### (任期)

- 第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 理事及び監事の再任は、これを妨げない。
  - 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了の時までとする。
  - 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (解任)

- 第28条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

#### (報酬等)

- 第29条 理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬額の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事には費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決によって定める。

#### (損害賠償責任の免除)

- 第30条 この法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

## 第6章 理事会

#### (構成)

- 第31条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長ならびに一般社団法人日本介護支援専門員協会選出理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長以外の理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求できる。
- 3 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、理事が理事会を招集する。
- 4 理事会を招集する者は、理事会の日時及び場所を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長が務める。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第37条 この法人に、次の機関を置くことができる。

- (1) 顧問 3人以内
- (2) 相談役 2人以内



- 2 顧問及び相談役は学識経験者（正会員を除く。）、またはこの法人の理事又は監事となつたことがある者の中から、社員総会の決議によって任期を定めて選任する。
- 3 顧問は、会長の求めに応じて、専門的な事項に関して必要な助言を行う。
- 4 相談役は、会長の求めに応じて、この法人の運営に関して必要な助言を行う。
- 5 顧問及び相談役は無報酬とする。

## 第8章 ブロック

（設置等）

- 第38条 この法人は、社員総会の決議により、市町村、振興局の地域範囲を目安にブロックを置くことができる。
- 2 設置するブロックの地域範囲は、理事会において別に定めるところによる。
  - 3 ブロックは、この法人の内部組織とする。
  - 4 前2項に規定する事項のほか、ブロックの組織及び運営については、社員総会において別に定めるところによる。

（ブロック長）

- 第39条 ブロックにブロック長1人を置く。
- 2 ブロック長は、社員総会において別に定める方法により、当該ブロックに所属する正会員の中から選出する。

## 第9章 資産及び会計

（財産の管理）

- 第40条 この法人の財産の管理については、理事会において別に定めるところによる。

（長期の借入れ）

- 第41条 この法人が資金の借入れ（当該年度において償還するものを除く。）をするには、社員総会の決議によらなければならない。

（事業年度）

- 第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

- 第43条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込み

を記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、監事の監査を受けたうえで理事会の承認を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿（正会員名簿）を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の分配の禁止)

第45条 この法人は、剰余金を分配する決定をすることができない。

(特別の利益の供与の禁止)

第46条 この法人は、特定の個人又は団体に特別の利益を与える決定をすることができない。

## 第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第49条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により公告する。

## 第12章 事務局

(設置等)

第51条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 前項の事務局長及び職員は、理事会の承認を経て会長が任免する。

4 前3項に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

## 第13章 雑則

(委任)

第52条 法令及びこの定款で定めるもののほか、この法人の運営については、理事会において別に定めるところによる。

以上、一般社団法人北海道介護支援専門員協会の現行定款に相違ない。

平成29年9月23日

一般社団法人北海道介護支援専門員協会  
代表理事 村山 文彦 印